(目的及び交付)

第1条 町長は、地域住民等で構成する任意の組織や団体(以下「任意団体」という。) が、自ら維持管理する観光施設について、誘客拡大や利便性向上を目的として第4条第 1項に定める事業を行う場合において、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和 53年規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の 範囲内で補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 補助金を受けることができる事業実施主体は、町内の地域住民で構成する任意団体とする。

(事業対象施設)

- 第3条 補助対象となる観光施設は、所有の有無に関わらず任意団体自ら維持管理する施設や広場、散策道、それに連結する農道・林道とし、次の各号の全てに該当するものとする。
 - (1) 文化財や国立・国定公園の指定を受けていないこと
 - (2) 町有施設でないこと
 - (3) 連結する農道・林道は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく認定を受けた道路ではなく、かつ無舗装であること

(補助対象事業及び補助金の額等)

- 第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 他の助成を受ける事業又は専ら政治的若しくは宗教的な事業は対象外とする。 (補助金交付額)
- 第5条 補助金の額は別表のとおりとし、予算の範囲内で1回に限り交付するものとする。

(交付申請)

- 第6条 事業実施主体は、規則第5条の規定により補助金の交付を申請するときは、令和3年6月30日までに令和3年度飯豊町観光施設維持管理支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、規則第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)及び事業実績書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により事業実績書の提出があった場合は、その内容を審査

し、規則第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、その旨を事業 実施主体に通知するものとする。

(補助金の支払い)

- 第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に、請求書(様式第6号)の提出をもって支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後に、交付決定額の8割を上限として概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に物品等購入契約書(または工事請負契約書)の写し等、必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付決定を行った場合においても、事業実施主体が交付決定 の内容もしくはこれに付した条件又は規則及び要綱に違反したときは、補助金の交付決 定を取消すこと、又は交付決定の内容若しくは条件を変更することができる。

(補助金の返還)

第12条 事業実施主体は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに関わる補助金を町長の定める期間内に返還しなければならない。

(書類の整備保管)

第13条 事業実施主体は、補助事業に関わる収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間整理保管しておかなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。